

入 札 説 明 書

件 名 図書「文部科学法令要覧 令和9年版」の購入 449冊

令和8年10月

文 部 科 学 省 大 臣 官 房 政 策 課 資 料 係

この入札説明書は、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）等の会計法令、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号。以下「契約規則」という。）、公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財務大臣通知財計第2017号）、本件調達に係る入札公告のほか、文部科学省が発注する調達（物品等の購入、製造若しくは借入又は特定役務）契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

- (1) 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 奥 篤史
- (2) 所属部局名 文部科学省大臣官房
- (3) 所在地 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

2 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 図書「文部科学法令要覧 令和9年版」の購入 449冊
- (2) 調達件名の特質等 別紙2仕様書による。
- (3) 供給期間 別紙2仕様書による。
- (4) 納入場所 別紙2仕様書による。
- (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等（競争加入者の代理人等を含む。以下同じ。）は、代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、部分払の支払回数等の契約条件を別紙1契約書（案）及び契約規則の別記第3号物品供給契約基準（以下「契約基準」という。）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

また、請負等に関する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省等の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (4) 本件業務のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと（当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。）
- (5) 本件入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（令和元年法律45号）（以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を阻害するために入札を行った者でないこと。
- (6) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和8年度に「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。文部科学省における競争参加資格に関する問い合わせ先は次のとおり。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省大臣官房会計課総務班企画渉外係

TEL：03-5253-4111（内線3012）

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した要求要件を履行できることを証明する書類（以下「履行できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省大臣官房政策課資料係（文部科学省図書館）

TEL：03-5253-4111 内線3035

電子メール：tosyokan アットマーク next.go.jp

（電子メールを送信するに当たっては、アットマークを@に置き換えること）

- (2) 入札説明会の日時及び場所

令和8年10月6日（火）16：00 文部科学省入札室

- (3) 入札書の受領期限

令和8年10月22日（木）17：00

- (4) 入札書の提出方法

競争加入者等は、本入札説明書、別紙1契約書（案）、別紙2仕様書及び契約基準を熟覧の上入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書に疑義がある場合は、上記4（1）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- ① 競争加入者等は、別紙様式「競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等」に定める書類を作成し、入札書の受領期限までに書面又は電子データ（特記なき場合はPDF形式）により提出すること。

- ② 競争加入者等は、別紙様式「競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等」に定める書類を郵便・信書便にて提出する場合には、配達記録が残るようにすることとし、併せて本調達担当係宛であることを明記すること。また発送後、その旨担当係へ連絡すること。

- ③ 競争加入者等は、別紙様式「競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等」に定める書類を電子メールにて提出する場合には、上記4（1）に掲げるメールアドレス宛に提出後、その旨担当係へ電話で連絡すること。

- ④ 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した入札書（別紙3-1～3）を作成し、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「10月23日開札、「図書「文部科学法令要覧 令和9年版」の購入 449冊」の入札書在中」と朱書きしなければならない。また郵便・信書便にて提出する場合には、配達記録が残るようにすることとし、併せて本調達担当係宛であることを明記すること。また発送後、その旨担当係へ連絡すること。

(ア) 調達件名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名

- ⑤ 電子メール、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札書の提出は認めない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による別紙様式「競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等」に定める書類の提出は認めない。

- ⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。また入札金額の訂正はできない。
- ⑦ 競争加入者は、入札書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙５の誓約書を提出しなければならない。

(５) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 調達件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 調達件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに本調達担当までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ 上記４（４）⑦の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出したもの。
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札書

(６) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

(７) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状（別紙４－１～３）を提出しなければならない。提出方法については上記４（４）①②③によること。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(８) 開札の日時及び場所

令和８年１０月２３日 １１：１５ 文部科学省入札室

(９) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち会わせて行う。また、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。ただし、入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記４（９）①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記４（７）①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、入札書、履行できることを証明する書類及び上記3の競争参加資格を有することを証明する書類を上記4(3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。また提出書類の記載方法等の不明事項がある場合には、本調達の担当者等に確認の上、不明点を解消のうえ提出すること。
 - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
 - ④ 競争加入者等は、入札書の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai6/siryou4.pdf）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等は別紙様式により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した業務を履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。
- (4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
 - ① 上記4(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、上記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
 - ② 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
 - ③ 支出負担行為担当官は、落札者を決定したときは、その日の翌日から7日以内に、

落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札とされなかった競争加入者に書面により通知する。ただし、開札に参加した者については、開札場での発表をもってこれに代えるものとする。また、落札できなかった競争加入者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該競争加入者等と落札者のそれぞれの入札価格）の提供を要請することができる。

- ④ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

（５）手続きにおける交渉の有無 無

（６）契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から７日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に、支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ③ 上記５（６）②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 本契約の相手方が信用保証協会、中小企業信用保険法施行令第１条の４に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法第２条第２項に規定する信託会社に対して、請負代金債権を譲渡する予定がある場合には、その者からの申し出により契約書に以下の特約条項を追加することができる。

（請負代金債権の譲渡）

第〇条 請負者は、次の各号に掲げる者（以下「譲受人」という。）に対して、請負代金債権を譲渡することができる。

一 信用保証協会

二 中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の４に規定する金融機関

三 資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社

四 信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社

２ 請負者は、譲受人との請負代金債権の譲渡に関する契約には、譲受人が当該請負代金債権を他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他請負代金債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない旨の条件を付さなければならない。

３ 発注者は、請負者又は譲受人から第１項の規定に基づく請負代金債権の譲渡に係る民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号）第４条第２項に規定する承諾の依頼を受けたときは、請負代金債権の譲渡を承諾するまでに、請負者に対して生じた事由をもって譲受人に対抗できることを条件として承諾するものとする。

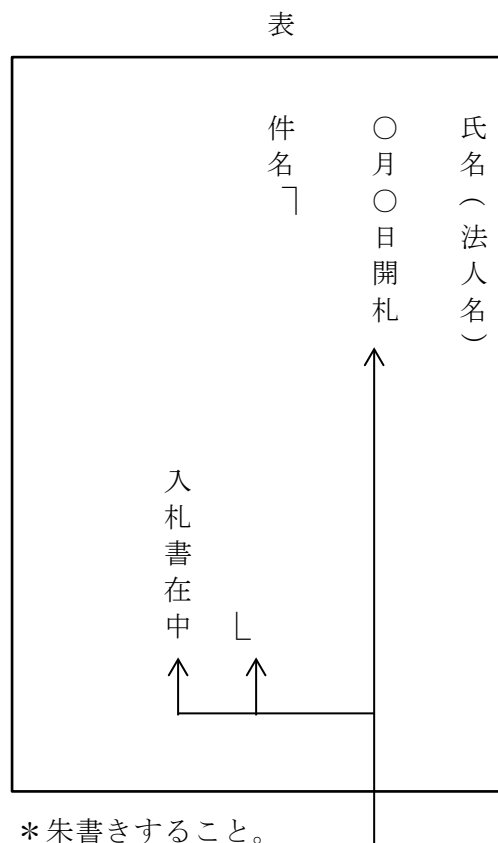
４ 請負者が譲受人に請負代金債権の譲渡を行った場合においては、発注者の行う当該請負代金債務に係る弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２の規定に基づき、当該請負代金に係る支出の決定を同令第１条第３号に規定するセンター支出官に対して通知したときに生ずるものとする。

(7) 支払条件 別紙1 契約書(案)のとおりとする。

(8) 調達件名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて完了検査等の対象とする。
- ② 完了検査終了後、履行期間中において、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

○入札封書記載方法



委任状その他の書類を同封しないこと。

○入札書及び委任状について

- ① 競争加入者本人の場合
別紙３－１（入札書案）のみ
- ② 代理人の場合
別紙３－２（入札書案）及び別紙４－１（委任状案）
説明）社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合
競争加入者（社長）→社員
- ③ 復代理人の場合
別紙３－３（入札書案）、別紙４－２（委任状案）及び別紙４－３（委任状案）
説明）支店長等が一定期間等競争加入者の代理人となり、支店等の社員等が入札のつど
競争加入者の復代理人となる場合
競争加入者（社長）→代理人（支社長、支店長、営業部長等）→復代理人（社員）
別紙４－２（委任状案）別紙４－３（委任状案）

競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等

1 競争参加資格の確認のための書類

文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）の令和8年度認定通知書の写し…… 1部

2 履行できることを証明する書類等

※各提出書類には社名及び代表者名を記載すること。

(1) 誓約書 ……各1部

① 本契約の仕様書のとおり履行できることを証明する書類（様式任意）

② 入札説明書中の4（4）⑦に示す別紙5の誓約書

◎参考見積書1部を令和8年10月9日（金）17：00までに提出願います。（電子メール可）

電子メール：tosyokan アットマーク mext.go.jp

（電子メールを送信するに当たっては、アットマークを@に置き換えること）

※仕様書に基づいた詳細な内訳を記載願います。

（参考見積書の記載例）

件名： 図書「文部科学法令要覧 令和9年版」の購入 449冊

品名	予定 数量	本体価格 [税抜]	見積価格 単価 [税抜]	見積価格 単価 [税込]	見積金額 [税抜]	見積金額 [税込]
文部科学 法令要覧 令和9年版	449冊	7,400円	円	円	円	円